

掛川市市民交流センター条例（平成20年3月21日掛川市条例第2号）

最終改正:平成31年3月22日掛川市条例第3号

改正内容:平成31年3月22日掛川市条例第3号〔令和元年10月1日〕

○掛川市市民交流センター条例

平成20年3月21日掛川市条例第2号

改正

平成25年12月25日掛川市条例第35号
平成31年3月22日掛川市条例第3号

掛川市市民交流センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、掛川市市民交流センターの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市内における市民活動の活性化を図るとともに、協働によるまちづくりの拠点とするため、掛川市市民交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
掛川市大東市民交流センター	掛川市三俣620番地
掛川市大須賀市民交流センター	掛川市西大淵100番地

(センターの施設)

第3条 センターの施設は、次に掲げるものとする。

(1) 大東市民交流センター

ア 活動スペース

イ ミーティングルーム

ウ 共同事務室

エ 多目的ホール

オ 会議室

(2) 大須賀市民交流センター

ア 活動スペース

イ ミーティングルーム

ウ 共同事務室

エ 会議室1

オ 会議室2

(開館時間等)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用登録)

第5条 第3条第1号アからウまで及び第2号アからウまでに掲げる施設（以下「市民活動施設」という。）を利用することができる者は、市民活動を行う者で、市内において主たる活動を行うものとする。

2 市民活動施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(使用の許可)

第6条 第3条第1号ウからオまで又は第2号ウからオまでに掲げる施設（以下「許可対象施設」という。）を使用しようとする者（第3条第1号ウ又は第2号ウに掲げる施設を使用しようとする場合にあっては、前条第2項本文の登録を受けた者に限る。）は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、許可対象施設の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可対象施設の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認められるとき。

(3) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認められるとき。

(4) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) 許可対象施設の管理及び運営上支障があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、許可対象施設の使用を不相当と認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第8条 市長は、許可対象施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

(1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。

(2) 第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

2 前項の規定の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日掛川市条例第35号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の掛川市市民交流センター条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る使用料から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日掛川市条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

（掛川市行政財産の使用料条例等の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条、第9条から第14条まで、第18条から第24条まで、第28条から第34条まで及び第36条の規定による改正後の次に掲げる条例の規定は、施行日以後における使用許可に係る使用料又は利用料金から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

（1）～（17）略

（18）掛川市市民交流センター条例

（19）～（22）略

別表（第9条関係）
別表（第9条関係）

施設区分		使用時間	午前	午後	夜間
			午前 9時から 正午まで	午後 1時から 午後 5時まで	午後 6時から 午後 10時まで
大東市民交流センター	多目的ホール		1,560円	1,980円	2,400円
	会議室		1,670円	2,080円	2,500円
	共同事務室	1区画当たり月額2,080円			
大須賀市民交流センター	会議室 1		830円	1,030円	1,250円
	会議室 2		830円	1,030円	1,250円
	共同事務室	1区画当たり月額2,080円			